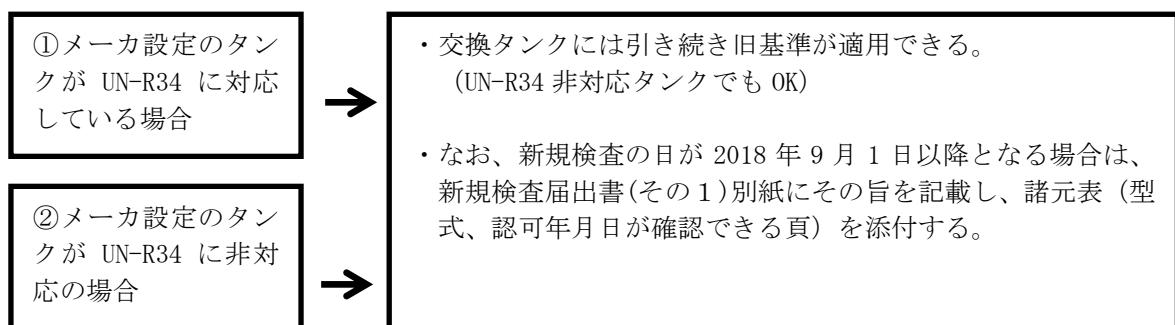


2018 年 8 月 8 日
 (一社) 日本自動車車体工業会
 中央技術委員会

UN-R34 の適用について

燃料タンクを交換・増設（以下「交換タンク」という）する場合の UN-R34 の適用については以下のとおり取扱われます。

1. 当該自動車が継続生産車（認可年月日が 2018 年 8 月 31 日以前であって、同年 9 月 1 日以降も継続生産されるものをいう）である場合



2. 当該自動車が新型車（認可年月日が 2018 年 9 月 1 日以降のものをいう）である場合

